2020/11/20

顧問先各位　　**年末調整の準備資料について**

今年も年末調整の時期となり、すでに税務署から事業所に年末調整関係書類が届いていると思います。
今年の年末調整については下記の変更点があります。

・給与所得控除の変更

これまでの給与所得の最低控除額が 65 万円から 55 万円に変更され、これに伴い給与控除額計算式の控除額も 10 万円ずつ減額されています。加えて給与収入金額による控除額制限が、昨年は「1,000 万円以上」だったものが今年は「850 万円以上」に引き下げられています

・基礎控除の変更

上記の変更に伴い基礎控除額が38万円から48万円に変更されています。これにより多くの給与所得者は、給与所得控除の減額分と基礎控除額の増加分により控除額の合計が変わらないことになります。2つ目は昨年まで給与所得に関わらず一律だった基礎控除額（38 万円）が、今年から所得が 2,400 万円を超えるところから 3 段階で減額されて 2,500 万円を超えると基礎控除額が0円になります

・所得金額調整控除

今年から新しく新設された控除制度です。給与の収入金額が 850 万円を超える所得者で特別障害者を有する方または 23 歳未満の扶養親族を有する方の場合、給与所得の金額から 15 万円を限度として収入金額から 850 万円を引いた金額の 10%が控除されます

・配偶者控除及び扶養控除などの合計所得金額要件の変更

給与所得控除の変更に伴い、扶養親族等の対象になるための合計所得金額の要件が変更になり、昨年より 10 万円増額されて 48 万円となります

・ひとり親控除の新設

未婚のひとり親に対する控除が新設され、下記条件すべてに該当する場合には 35 万円の控除が受けられるようになりました。

(1) 生計を一にする子を有すること
(2) 合計所得金額が 500 万円以下であること
(3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

ひとり親控除の新設によりこれまでの寡夫控除に該当しなかった男性に対しても、性別の区別なく同額の控除を受けられるようになりました。またひとり親控除に該当せず扶養する子がいない場合の寡婦控除は存続しています

次のページでは実際の年末調整用紙の記入について説明します。
税務署から送られてくる用紙は各種1枚ずつしか入っておりませんので、用紙を必要な枚数分コピーして従業員に配布していただき記入をお願いします。

2020/11/20

年末調整時に役員様、従業員様に記入していただく用紙については以下の種類があります。

１．扶養控除等（異動）申告書
２．給与所得者の基礎控除申告書 兼給与所得者の配偶者控除等申告書 兼所得金額調整控除申告書
３．給与所得者の保険料控除申告書
４．給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

すべての人に記入が必要な用紙Ⅰ 「扶養控除等（異動）申告書」
記入については以下の通りお願いいたします。
【上　段】受給者本人の氏名、住所、個人番号、生年月日、世帯主（続き柄）
【中段 A】控除対象配偶者がいる方は　配偶者の氏名、個人番号、生年月日、見積所得金額、住所
【中段 B】控除対象扶養親族がいる方は　扶養親族の氏名、個人番号、生年月日、見積所得金額、住所のほか該当がある場合は「同居老親等」「その他」「特定扶養親族」にチェックマークをする
【中段 C】上記の配偶者及び扶養親族が障害者である場合、自身が寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にはチェックマークと人数、障害者や勤労学生の内容を記入する
【下　段】16 歳未満の扶養親族がいる方は　氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所を記入する
控除対象外国外扶養親族がいる場合は〇をして、所得の見積額を記入する

すべての人に記入が必要な用紙Ⅱ 「給与所得者の基礎控除申告書 兼給与所得者の配偶者控除等申告書 兼所得金額調整控除申告書」
記入については以下の通りお願いいたします。
【上段】 受給者本人の氏名、住所
【左側：給与所得者の基礎控除申告書】
この欄はすべての人の記入が必要です。①自分の給与の年収金額と所得金額を記入。②給与所得以外の収入がある人はその所得金額を見積額で記入してください。そしてその下の控除額の計算欄の判定にチェックマークをしていただき、その右側の区分Ⅰを記入、また計算した基礎控除の額を記入して下さい
【左側：給与所得者の配偶者控除等申告書】
配偶者控除の対象となる人がいない場合にはこの欄の記入は不要です。自分の合計所得が 1,000 万円以下で、合計所得金額が 133 万円以下（給与収入だと 201.6 万円以下）の配偶者がいる場合には上記の基礎控除申告書と同じ要領でチェックマークや区分、金額の記入をお願いします
【下段：所得金額調整控除申告書】
自分の年収が 850 万円を超える人で、「自分が特別障害者」「23 歳未満の扶養親族がいる」「特別障害者の配偶者か扶養親族がいる」場合にだけ記入をお願いします。合致する要件を左にチェックマークをしていただき、該当する扶養親族の情報を右側に記入してください

生命保険、地震保険などの支払いがある人 「給与所得者の保険料控除申告書」
記入方法については昨年以前と同じになります。
その他年末調整において住宅ローン控除を受ける方は、税務署から配布されている給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書を記入して年末残高証明書と共に提出してください。

2020/11/20

準備して提出いただく証明書類

・生命保険料・介護保険料・個人年金保険料の控除証明書（生命保険会社から送付されます）
・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書（損害保険会社から送付されます）
・会社の社会保険以外に社会保険料を支払っている方は、令和 2 年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の金額がわかる書類
・小規模企業共済掛金や確定拠出年金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払証明書
・確定申告後に税務署から発行されている令和 2 年分住宅借入金等特別控除証明書と毎年年末に金融機関等から送付されてくる住宅借入金の年末残高等証明書 （※ただし住宅ローン控除のある人のみ）
・中途入社の方で年末調整を行う人がいる場合は前職の会社の源泉徴収票
・今年入社された方については、会社にてマイナンバー等の確認書類のコピー

また次の方については年末調整を行うことができませんので、年末調整未済で処理をいたします
・ 本年中の主たる給与の総額が 2,000 万円を越える人
・ 年末調整を行う日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人
・ 2 ヵ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人
・ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表丙欄）を適用している人

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告が必要ですので、対象の方がいる場合には当事務所までお知らせください。

最後に、
年末調整は本年の最後に支給する給与をもとに行うことになっており、その給与の支給時に精算する会社、翌年の給与支払時に精算する会社とその時期は様々です。ただし税務署には年末調整で発生する税額を翌年の 1 月 10 日（納期特例の場合には 1 月 20 日）に申告・納付しなければなりませんので、できるだけ 12 月中にその計算を終えておきたいと考えております。そのため年末調整の準備資料及び各控除証明書類についても早めに当事務所に提出をお願いします。従業員の皆様からはできる限り早めに年末調整関係資料を回収していただきますようお願いいたします。

小松原税理士事務所

令和３年分　給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

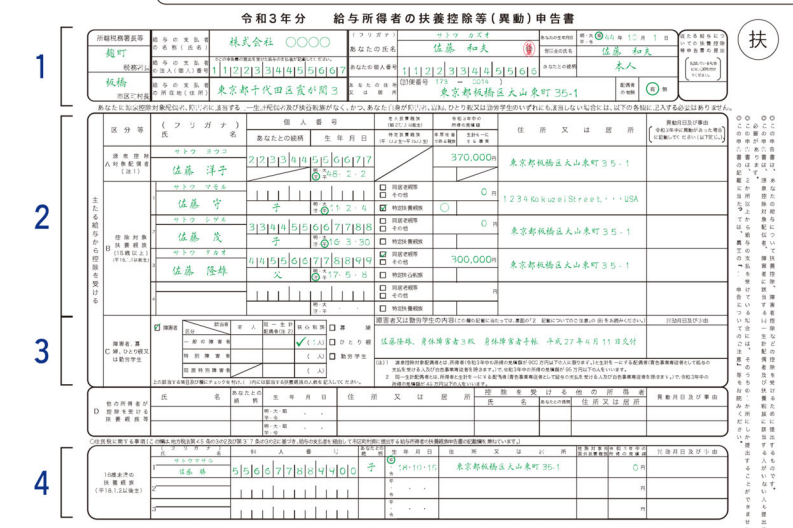

1　氏名、住所などの記入

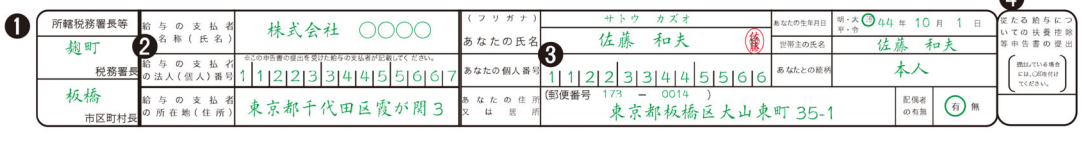

▶❶ 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

（注）給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

▶❸ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2　源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

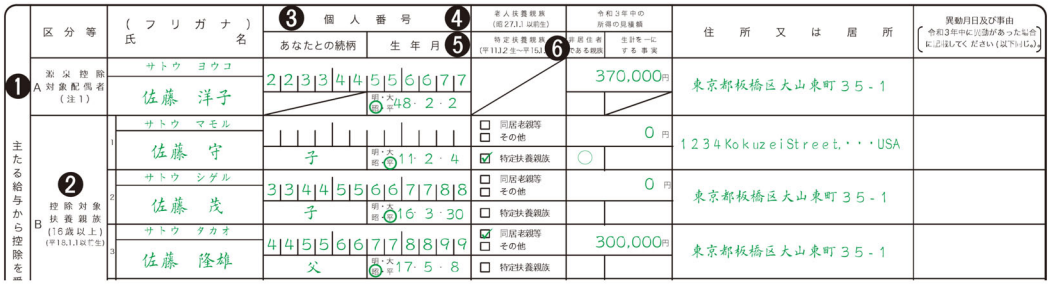

▶❶ A　源泉控除対象配偶者

あなた（令和３年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和３年中の所得の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶❷ B　控除対象扶養親族

年齢16歳以上（平成18年１月１日以前生）の扶養親族について記載します。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和３年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和３年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶❸ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 老人扶養親族（昭 27.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和27年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外の人であるとき　⇒「その他」

▶❺ 特定扶養親族（平 11.1.2 生～平 15.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成11年１月２日～平成15年１月１日生）の場合に、チェックを付けます。

▶❻ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。

※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

国税庁ホームページより抜粋

3　障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

		❶	❷	❸	❹	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☑ 障害者			□ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2　記載についてのご注意」の (8) をお読みください。)	異動月日及び事由
	区分＼該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	□ ひとり親	
	一般の障害者			✓(1人)	□ 勤労学生	
	特別障害者			(　人)	佐藤隆尋、身体障害者３級　身体障害者手帳　平成27年4月11日交付	
	同居特別障害者			(　人)		
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記入してください。				(注)1　源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2　同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	

▶❶ 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和３年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶❷ 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成18年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶❸ 寡婦　など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶❹ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

（注）寡婦、ひとり親に該当する方について、死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の所得の見積額など、寡婦又はひとり親に該当する事実の記載は必要ありません。

4　住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。）

❶	16歳未満の扶養親族（平18.1.2以後生）	フリガナ／氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	令和3年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	1	サトウマサル 佐藤　勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	(平)・令 18・10・15	東京都板橋区大山東町35-1	❷	0円	
	2				平・令　・　・			円	
	3				平・令　・　・			円	

▶❶ 16歳未満の扶養親族（平18．1．2以後生）

年齢16歳未満（平成18年１月２日以後生）の扶養親族について記載します。

▶❷ 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

国税庁ホームページより抜粋

令和２年分　給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

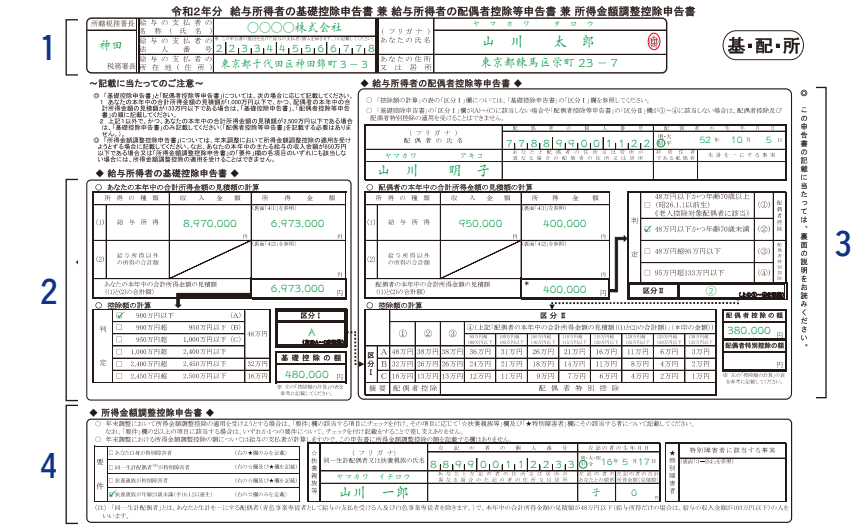

1　氏名、住所などの記入

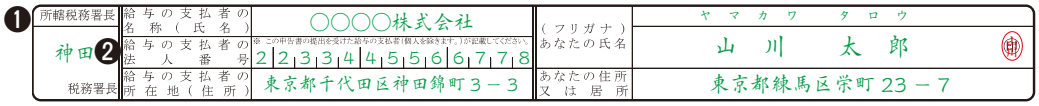

▶❶ 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。

（注）給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2　給与所得者の基礎控除申告書の記入

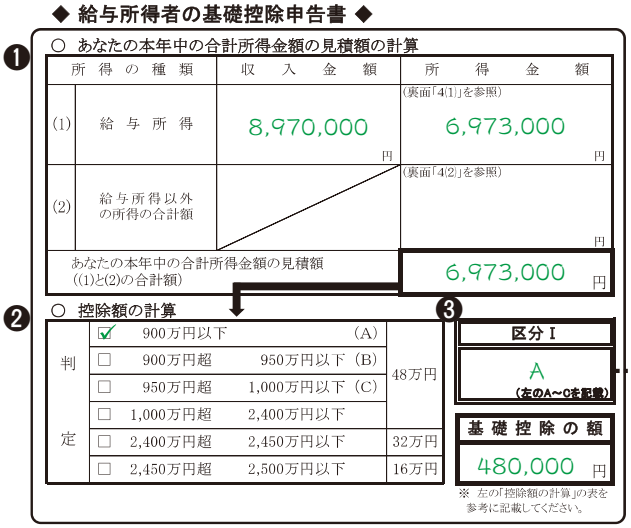

▶❶ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和２年中の給与の収入金額（給与を２か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。

左記のページはこちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		A
	円	

給与の収入金額（A）		給与所得の金額		
1円以上	550,999円以下	0 円		
551,000円以上	1,618,999円以下	A－550,000円 円		
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000 円		
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000 円		
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000 円		
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000 円		
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）,000 円	B	B×2.4＋100,000円 円
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）,000 円	B	B×2.8－80,000円 円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）,000 円	B	B×3.2－440,000円 円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A×0.9－1,100,000円 円		
8,500,000円以上		A－1,950,000円 円		

(注)　所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。

なお、所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです（①、②の両方がある場合にはそれらの合計額）。

①　（給与の収入金額（※1）－850万円）×10％

※1　1,000万円を超える場合は、1,000万円

②　給与所得控除後の給与等の金額（※2）＋公的年金等に係る雑所得の金額（※2）－10万円

※2　10万円を超える場合は、10万円

▶❷ 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶❸ 区分Ⅰ

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号（A～C）を記載します。

（注）この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

国税庁ホームページより抜粋

3　給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1　あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
2　上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円（裏面「4①」を参照）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円（裏面「4②」を参照）
	あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定			
☑	900万円以下	(A)	48万円
□	900万円超　950万円以下	(B)	
□	950万円超　1,000万円以下	(C)	
□	1,000万円超　2,400万円以下		
□	2,400万円超　2,450万円以下		32万円
□	2,450万円超　2,500万円以下		16万円

区分Ⅰ：A（左のA～Cを記載）

基礎控除の額：480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	
ヤマカワ　アキコ 山川　明子	7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 2 2	明・大・昭・平 52年 10月 5日	
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	950,000 円	400,000 円（裏面「4①」を参照）
(2)	給与所得以外の所得の合計額		円（裏面「4②」を参照）
	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		＊ 400,000 円

判定		
□	48万円以下かつ年齢70歳以上（昭26.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①) 配偶者控除
☑	48万円以下かつ年齢70歳未満	(②) 配偶者控除
□	48万円超95万円以下	(③) 配偶者特別控除
□	95万円超133万円以下	(④) 配偶者特別控除

区分Ⅱ：②（上の①～④を記載）

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ ①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」（＊印の金額）） 95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要	配偶者控除		配偶者特別控除								

配偶者控除の額：380,000 円

配偶者特別控除の額：　円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶❶ 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶❷ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2　給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶❸ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶❹ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果（A～C）と区分Ⅱの判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶❺ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4　所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	
□	あなた自身が特別障害者（右の★欄のみを記載）
□	同一生計配偶者(注)が特別障害者（右の☆欄及び★欄を記載）
□	扶養親族が特別障害者（右の☆欄及び★欄を記載）
☑	扶養親族が年齢23歳未満（平10.1.2以後生）（右の☆欄のみを記載）

☆扶養親族等	（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	
	ヤマカワ　イチロウ 山川　一郎	8 8 9 9 0 0 1 1 2 2 3 3	明・大・昭・平・令 16年 5月 17日	
		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄	左記の者の合計所得金額（見積額）
			子	0 円

★特別障害者	特別障害者に該当する事実（裏面「3－2④」を参照）

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

※　あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶❶ 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、この年末調整のしかたの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。

左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶❷ ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❸ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。

国税庁ホームページより抜粋